

1 経緯

- 平成 26 年度から「山頂を目指す登山者」を対象に「任意の協力金（1,000 円）」として導入
- 平成 30 年度に、対象者を「五合目から先に立ち入る来訪者」へ変更。対象事業の「新規又は拡充」条件を撤廃。
- 協力率の向上とともに公平性の確保が課題となり、「受益者負担」の考え方に基づく「義務的な料金」制度の骨子案を令和 2 年度中に策定することを令和元年度に決定

2 制度骨子の考え方

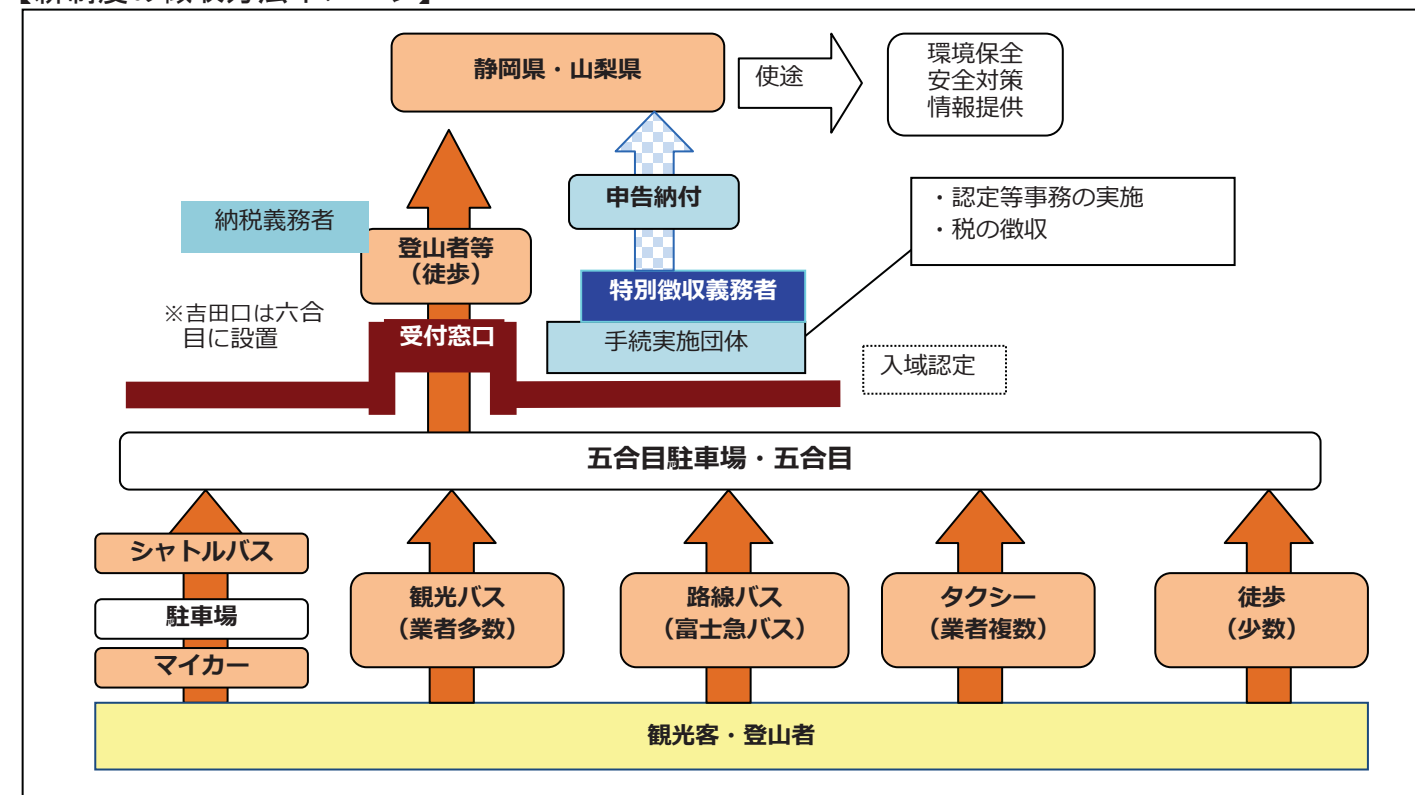
- 「五合目から先に立ち入る来訪者」を対象に、「法定外目的税」を候補に検討する。ただし、税の徴収には、「富士山の利用のあり方」を含めた検討を行い、富士山の環境保全及び登山の質の向上に寄与するために富士山の一定エリアへの入域を管理する「条件付入域制度」を前提とすることが有効である。
- 制度の導入には課題も多いことから、課題の整理・検討を進め、制度設計を行う。

3 制度骨子

	現行	新制度案	考え方
理念	富士山の顕著な普遍的価値を広く後世へ継承するための意識醸成	富士山の顕著な普遍的価値の後世への継承	・受益者負担による義務化に伴い、 <b>意識醸成を削除</b>
目的	・富士山の環境保全 ・登山者の安全対策 ・顕著な普遍的価値の情報提供	<u>同左</u>	・後世継承のためには引き続き3点の目的が必要
対象者	五合目から先に立ち入る来訪者	<u>同左</u>	・受益と負担の関係が明確 ・円滑な制度移行が可能
制度	協力金（任意）	<u>法定外目的税（義務）</u>	・収入科目、財政需要への対応の観点から税を候補に選定
徴収方法	・五合目登山口で対面受付 ・インターネット、コンビニ払い、県庁受付を併用	◎ <u>条件付入域制度を前提</u> ・一定エリアへの入域に条件を課す制度(事前予約、入域認定等)を導入 ・来訪者は条件付入域制度により徴収する手続手数料等に併せて税を支払う ・手数料等徴収者（特別徴収義務者）が県に税を納入	・環境保全・登山の質の向上を目的とし、対象者全員が手続を取る ・五合目から先に立ち入る来訪者を対象 ・効率性を踏まえ手数料等と併せて税を徴収
金額	1 人 1,000 円を基本	受益と負担の観点から今後検討	

※ 富士山の環境保全に対して、幅広い対象から負担を求めることや徴収の合理性の観点から、「五合目観光客」も含めるべきとの意見があり、これは将来的な検討課題とする。

【新制度の徴収方法イメージ】



4 条件付入域制度の想定

五合目より上方をどのように利用・管理していくかという観点からエリアを設定し、環境保全と登山の質の向上を目的に、エリアへの立入りに事前予約、立入認定、事前レクチャー受講などの条件を課すことを想定している。

5 制度導入に向けた課題

【条件付入域制度の導入に関する課題】

- ・「富士山の利用のあり方」を含めた検討を行い、入山に必要な条件を定める
- ・すべての関連法令を多重的に検討
- ・浅間大社等の土地所有者の合意
- ・国立公園を所管する環境省との調整
- ・手続実施団体の確保、現場での具体的な運用オペレーションの確定、制度運用コスト など

【法定外目的税の導入に関する課題】

- ・県議会での条例可決及び地方税を所管する総務大臣への協議・同意
- ・税の3原則「公平・中立・簡素」を遵守した徴収方法の確立。特に対象者の確実な捕捉と徴税漏れを防ぐ仕組の構築
- ・徴収金額の検討と徴収金額に見合う徴収コストの実現
- ・事業者をはじめとした地元関係者との合意 など

6 委員の主な意見

- ・今までの協力金制度の課題は、徴収コストであり、ここは解決した方がよい。
- ・「徴収コスト」「徴収の容易さ」という観点ではなく、条件付入域制度と併せた徴収の肝は「富士山の利用のあり方」との整合性が高いことにある。
- ・まずは、「五合目から先に立ち入る来訪者」を対象とするが、「五合目観光客」の負担についても、次の段階で検討を進めていくことが重要。